

福祉バス運行のしおり(2023年5月～)

1 利用できる団体等

- (1) おおむね 60 歳以上の人で構成する団体
- (2) 障がい者団体
- (3) 北広島市社会福祉協議会
- (4) 北広島市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体
- (5) その他高齢者の生きがいつくり、障がい者の社会参加及び福祉団体の育成の促進を図るために市長が適当と認めた団体等

2 利用できる日、運行時間

利用できる日は、1 月 4 日から 12 月 28 日までです。(車検、点検等の日は、利用できません。)

運行時間は、午前 8 時から午後 5 時までです。

3 利用できる回数

- (1) 上記 1 の(1)及び(3)の団体 年 8 日以内
- (2) 上記 1 の(2)、(4)及び(5)の団体等 年 4 日以内

4 運行距離

- (1) 1 日利用の場合 300 キロメートル以内
 - (2) 2 日間連続利用の場合 1 日につき 250 キロメートル以内
- 注 1 経路は、交通安全の観点から、主に幹線道路を走行します。
- 注 2 交通法規を遵守しますので、ゆとりをもった行程にしてください。
- 注 3 2 日間連続利用で運転手が宿泊する場合は、一部の宿泊地を除き、運転手用に 1 部屋を確保してください。

5 乗車人員

15 人以上 45 人以内 (この他に車いす 2 台分 2 人が乗車できます。)

6 利用料金

- (1) 1 日につき 6,000 円
- (2) 運転手が宿泊する場合は、1 泊につき 8,000 円
- (3) 有料道路料金及び駐車料金は、利用する団体等が負担してください。

7 申請の受付期間

- (1) 上記 1 の(1)、(2)及び(3)の団体 利用日の 3 か月前の日から 10 日前の日まで
 - (2) 上記 1 の(4)及び(5)の団体等 利用日の 2 か月前の日から 10 日前の日まで
- 注 1 申請書と行程表は、この期間中に提出してください。乗車名簿は、利用日の 7 日前までに提出してください。
- 注 2 申請の受付期間の初日が、休日(土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日をいう。)に当たる場合は、その日の後において、その日に最も近い日で休日でない日が申請の受付期間の初日となります。

8 その他

- (1) 運転手への食事の提供及び心付けは、ご遠慮いたします。
- (2) ごみは、利用団体等が責任を持って処理してください。
- (3) 災害、バスの故障で運行不能となった場合は、使用承認を取り消すことがありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 北広島市社会福祉協議会 (電話 372-1698)

福祉バス利用の申請について（お知らせ）

申請受付の開始日（初日）に限り、複数団体の申請があった場合は抽選となります。

3 か月前（2 か月前）から 10 日前の期間内で先着順で受付をしていますが、3 か月前（2 か月前）の申請受付期間の初日に限り利用希望が重複した場合は抽選となります。

【抽選となる例】

「10 月 27 日に利用を希望する場合」



3 か月前から申請することのできる団体（老人クラブなど）の申請開始日は 7 月 27 日となりますので、7 月 27 日に複数団体から申請があった場合のみ、翌日に抽選を行います。

2 か月前から申請が可能な団体は、8 月 27 日から申請が可能です。8 月 27 日に重複した場合のみ、上記と同様、抽選となります。

※抽選は、社協の職員が行いますが、希望する団体の方が参加することも可能です。

※申請受付期間の初日が土、日、祝日など事務所の閉所日の場合は、その日の後の最も近い開所日が申請受付期間の初日となります。

◎利用を希望する団体は、余裕をもった日程（複数の候補日の設定など）で申請することをお勧めします。

◎バスの利用について市の行事などが優先される場合があります。

◎災害時や車両の故障等により運行に支障が出る場合は、承認を取り消す場合があります。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



《お問合せ先》

社会福祉法人北広島市社会福祉協議会
〒061-1133 北広島市栄町 1 丁目 5 番地 2
TEL 011-372-1698

◎福祉バスの運行受付は北広島市から事業を受託し実施しています。